

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	青垣町中佐治	平成 30 年 12 月	令和 5 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.3 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40.9 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.2 ha
(備考)・今後、水路のパイプライン化を目指している。 ・積極的な農地中間管理事業の活用を考えている。	アンケート回答割合 (②/①) 67.8 %

2. 対象地区の課題

・今後、管理が困難な農地が増えてくると思われる。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・現状維持の農業者は可能な限り農業を継続してもらおう。 ・農地の利用権の交換を行い、農地をを集約し、農作業の効率化を図る。 ・平野営農組合は今後集落営農組織化し、杉谷営農組合は経営基盤の安定化を図る。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	11 経営体
----	-------	--------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・高付加価値米の生産を行い、新たな販路を確保し、収益性を高める。 ・中佐治地区内のパイプライン化事業を行う。 ・中心経営体と営農組合が協力し、リタイア・規模縮小農地を中間管理機構を通じて借り受ける。
